「(仮称)南さつま風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する環境の保全の見地からの鹿児島県知事意見

1　総括事項

⑴　環境影響評価を実施するに当たっては、関係法令等を遵守するほか、鹿児島県環境基本計画及び南さつま市の環境基本計画等に記載のある環境に配慮すべき事項についても十分勘案するとともに、地域住民等の意見に十分配慮すること。

⑵　対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）、工事用道路（拡幅工事等を行う既存の道路を含む。）の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行った上で、風力発電設備等の配置等について実現可能な事業計画を検討し、改変を想定していない範囲を除外すること。また、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

また、配置等を決定するに当たり、環境の保全の見地から検討した経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

⑶　環境保全措置の検討に当たっては、複数案の比較を行い、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

また、環境への影響の回避又は十分な低減ができない場合は、風力発電設備等の設置基数の削減のほか、事業計画の見直しを含めて検討すること。

⑷　事業実施想定区域の周辺には、他事業者による稼働中の風力発電設備等があり、近接して風力発電設備等が立地することによる累積的な環境影響が懸念されることから、その影響について検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

⑸　本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と協議・調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。

また、事業計画、環境調査及び工事内容等に関する情報については、環境影響評価に係る図書をインターネットにおいて継続して閲覧できるようにすることを含め、地域住民等に対し、積極的に情報公開及び説明を行うこと。

2　個別事項

⑴　大気環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、複数の住居等が存在しており、工事中及び供用時における大気質、騒音及び超低周波音並びに振動による生活環境への影響が懸念されることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、大気環境への影響を回避又は低減すること。

⑵　風車の影に係る影響

事業実施想定区域及びその周辺には、複数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念されることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、風車の影による生活環境への影響を回避又は低減すること。

⑶　水環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びに複数の河川が存在しており、土地の改変に慎重を要する区域である。

本事業の実施により、土砂・濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念されることから、工事の影響を把握できる地点を調査地点に設定した上で、適切に調査、予測及び評価を行うとともに、南さつま市及び枕崎市の水道事業者と協議の上、工事中の水環境のモニタリングの実施及び土砂・濁水の流出を最小限に抑えるための土砂流出防止措置の検討を実施し、水環境への影響を回避又は低減すること。

また、沈砂池などの土砂流出防止措置については、その規模、算定根拠及び維持管理に対する考え方を方法書に記載すること。

⑷　動物、植物、生態系に対する影響

ア　事業実施想定区域及びその周辺には、国指定天然記念物のヒシクイ、マガン、カラスバト、絶滅危惧種であるオヒキコウモリ、クマタカ、クロツラヘラサギ、ナベヅル、ゲンゴロウ、サツマアオイ、ノヒメユリ等の希少な動植物が生息・生育している可能性があること、アカハラダカ等の希少猛禽類の渡り経路となっている可能性があることから、動植物に対する影響が懸念される。

風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、県、南さつま市及び専門家等の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、動植物への影響を回避又は低減すること。

また、事業実施想定区域及びその周辺では、コウモリ類を含む哺乳類の本格的な調査がなされていないことから、未知種も想定して適切な調査を行うとともに、今後の詳細な調査で、対象事業実施区域内に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第 75 号）及び鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成 15 年鹿児島県条例第 11 号）で指定されている種が確認された場合、国及び県との協議を行うこと。

なお、バードストライクやバットストライクについては、最新の知見等を踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。

イ　風力発電設備等の設置に伴う森林伐採などの土地の改変により、哺乳類等の動物の行動、生息地の利用状況の変化や植生の変化等による影響が考えられるた

め、適切に調査、予測及び評価を行い、生態系への影響を回避又は低減すること。
また、法面等の緑化においては、生態系への影響を回避又は低減すること。

ウ　事業実施想定区域及びその周辺は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林に指定されており、県立自然公園条例（昭和 33 年鹿児島県条例第 27 号）に基づき指定された坊野間県立自然公園及び吹上浜金峰山県立自然公園があるなど、自然環境の保全上重要な地域が含まれている。
これらの地域に風力発電設備等の配置等を検討する場合は、保安林を原則除外するよう検討するとともに、自然環境に対する影響が最小限となるよう適切に調査、予測及び評価を行うこと。

⑸　景観及び人と自然とのふれあいの活動の場に対する影響

ア　事業実施想定区域の周辺には、坊野間県立自然公園及び吹上浜金峰山県立自然公園があり、「長屋山」など主要な眺望点、景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場が存在していることから、眺望景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。
このことから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、周囲の環境と調和した景観が保全されるよう「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」に基づき、県及び関係市との協議を実施すること。また、主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した適切な調査、予測及び評価を行い、眺望景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は低減すること。
なお、調査、予測及び評価を行うに当たっては、県（坊野間県立自然公園の管理者、吹上浜金峰山県立自然公園の管理者）、関係市及び専門家、地域住民等及びその他の利用者の意見を踏まえること。

イ　南さつま市は、「サイクルシティ」として、自然環境や山間部・海岸線のルートを活用したサイクリング、スポーツツーリズム及び観光交流を推進している。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場の選定においては、南さつま市等と十分に協議を行い、選定した場所への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。

ウ　事業実施想定区域及びその周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場である九州自然歩道があり、その一部が景観の調査対象範囲に含まれていることから、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。
このことから、九州自然歩道の利用状況等を把握した上で、九州自然歩道からの眺望景観等に考慮した適切な調査、予測及び評価を行い、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は低減すること。

⑹　廃棄物等に係る影響

本事業計画の今後の検討に当たっては、建設残土及び廃棄物の発生量を可能な限り抑制する計画とすること。また、建設残土の処分方法及び処分場所の検討について、事業実施想定区域及びその周辺に分布している花崗岩類は、風化によりマサ土化している可能性があり、マサ土は水の浸食を受けやすいこと、液状化現象を起こす場合があることに留意する必要がある。このため、大雨時及び地震時において、土砂流出のおそれがあることから、建設残土の処分については、谷部分を埋める方法は避けること。

⑺　その他

ア　地球温暖化防止の観点から、工事の実施における温室効果ガスの排出削減について、検討すること。

イ　本事業に係る温室効果ガス排出量の削減効果等について、森林の伐採による二酸化炭素吸収量の減少及び建設機械の稼働による温室効果ガスの発生と風力発電による排出量削減を比較することにより明らかにし、方法書以降の図書に適切に記載すること。

ウ　建設工事に伴う土地の改変及び建設残土・資材等の置き場の設定に当たっては、水環境、動物、植物及び生態系等への影響を及ぼす場合が考えられる。

特に、事業実施想定区域及びその周辺に分布している花崗岩類について、風化によりマサ土化している可能性がある。地表面に露出したマサ土は、大雨時において土砂流出のおそれがあるため取り除く必要があり、土地の改変において、多量の切土が発生すると考えられるため、表層部の地形改変、特に谷地形の谷頭の改変には留意する必要がある。

したがって、水道水源の位置等にも留意の上、必要に応じて水道事業者や専門家等へ意見聴取し、調査、予測及び評価を行い、影響を回避又は低減すること。